

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収
条例の一部改正について

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例（平成
12年新潟県西部広域消防事務組合条例第1号）の一部を次のように改
正するものとする。

令和 6 年 2 月 2 2 日 提 出

燕・弥彦総合事務組合

管理者 燕市長 鈴木 力

記

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例
の一部を改正する条例

燕・弥彦総合事務組合消防法等の事務に係る手数料徴収条例（平成12年新潟県西部広域消防事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の部オの款中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

別表第3中1の部イの款及び2の部イの款中「するもの」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6,000円)」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。